

<p>成年後見ニュース</p> <p>じゃがれたー</p> <p>No.38</p> <p>(じゃがれたーは、日本成年後見法学会 (Japan Adult Guardianship Law Association) (=略称JAGA) が編集・発行するニュースレターです。)</p>	<p>発行日 2022年10月31日</p> <p>発行 一般社団法人 日本成年後見法学会</p> <p>発行人 理事長 新井 誠</p> <p>編集 広報委員会</p> <p>[委員長] 富永 忠祐</p> <p>[委員] 岩井 英典</p> <p>大野 知行</p> <p>蛸崎 邦子</p> <p>小嶋 珠実</p> <p>佐々木昭夫</p> <p>長谷川秀夫</p> <p>星野 美子</p>
--	--

巻頭言

**成年後見制度の担い手として
～現在・過去・未来～**

日本司法書士会連合会会長 **小澤 吉徳**

精神上的障がいにより判断能力の不十分な者の権利を擁護し、支援するための制度である成年後見制度は、「自己決定権の尊重」や「ノーマライゼーションの理念」と「本人の保護の理念」との調和を目的として、平成12年4月1日から施行された民法の改正により創設された。

一方、世界で例を見ないほどの速さで高齢化が進む我が国において、司法書士は、早くから「認知症等の判断能力の不十分な高齢者等が当事者となった場合の不動産取引をどのように行うか」という不動産取引の現場や、「訪問販売等を利用して高齢者を騙す悪質商法の被害から高齢者等をどのように守るべきか」という消費者被害の現場から、成年後見制度の需要を知り、積極的に取り組んできた。平成10年より、日本司法書士会連合会は、成年後見制度の受け皿となる組織の設立を視野に入れた議論を積み重ね、平成11年12月3日、全国の司法書士によって「社団法人成年後見センター・リーガルサポート」が設立された。

それから、20年以上経過した、令和元年6月6日、司法書士法の一部を改正する法律が可決成立した。法改正の理由としては、「近年司法書士を取り巻く状況は、簡易裁判所における訴訟代理や成年後見・財産管理業務への関与が大幅に増加し、空家問題・所有者不明土地問題への対応、自然災

害における復興支援等に専門家として参画するなど、大きく変化していること」が指摘された。つまり、成年後見人としての実績が一つの大きな立法事実となったということである。この司法書士法改正により、「司法書士法の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する」ことが司法書士の使命であり、果たすべき責任であることが明確に宣言されることとなった。

そして、いま。

本年3月25日、今後5年間に政府が講ずる成年後見制度利用促進策の基本的な計画である「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、施策の大きな柱として、「成年後見制度の見直しに向けた検討を行う」ことが盛り込まれた。これを受けて、「成年後見制度の在り方に関する研究会」が立ち上げられ、当職も参加するに至った。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとの連携もしっかり行い、司法書士の立場からの意見を述べているところである。

新しく生まれ変わる成年後見制度においても、司法書士がその担い手として、十全に使命を果たすことができるよう、司法書士界全体で努力してまいり所存である。

第19回学術大会

〔統一テーマ：意見決定支援
と成年後見制度〕

2022年5月28日(土) TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター7階 ホール7B ※肩書きは学術大会当時

特別報告

◇成年後見制度における本人の尊重——意思決定支援

デンズィル・ラッシュ（元イングランド保護裁判所上席判事）

デンズィル・ラッシュ氏のビデオ講演（志村武関東学院大学教授の日本語訳による）は、当学会から寄せられた事前質問に対して回答するという形式で進められた。

まず、イギリスの2005年意思能力法（MCA）の要点について解説がなされた。特に第4条が規定する最善の利益については、定義は定められておらず、その決定手続が規定されていることが紹介された。さらに、意思能力法の改正の動向についても言及され、障害者権利条約も踏まえ、最善の利益の決定をする場合には、確認されたあらゆる要望及び感情に特別の重みを与えなければならないことを要求する方向で検討がなされているとのことであった。

その上で、保護裁判所の裁判官が最善の利益の分析を行うに当たって用いるバランスシートアプローチという方法について説明がなされた。裁判官は、この方法により、本人にとって決定的に重要性をもつ要因（マグネティックインポートランス）の存在を探究することがある。そして、実際の事件（ダブリュ対エムらの事件）を題材にして、上記手法の活用例が具体的に披露された。

次に、意思能力法が定める意思決定支援の基本原則についての解説がなされた。その際には、歌手のブリトニー・スピアーズの事件で世界の耳目を集めたロサンゼルス上級裁判所における訴訟を引合いに出してわかりやすく説明がなされた。

裁判官が当事者との意思疎通を図る工夫についても、各種の研究結果を交えて紹介された。その

中で、ラッシュ氏の個人的な経験談として、当事者との直接の面談において、あるテレビドラマの内容を正確に説明できたことが裁判官の判断に一定の影響を与えた事例があったことが語られた。しかし他方で、大変遺憾ながら、裁判官が当事者と面談を行ったことの手続的瑕疵が問題となった事例（控訴院判決）も紹介された。この問題に関しては、時間と費用がかさむ煩雑な手続につながることを懸念して、今後裁判官が意思能力を欠く人の最善の利益を判断するために本人と直接面談することを躊躇するようになるのではないかと心配していることが付言され、講演が締め括られた。（弁護士 富永 忠祐）

基調報告

◇成年後見制度と意思決定支援～第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた意思決定支援モデルの構築～

水島俊彦（日本弁護士連合会高齢者・障害者権利擁護センター運営委員・弁護士）

水島氏は、まず、第二期成年後見制度利用促進基本計画を、意思決定支援を含む権利行使の支援および権利侵害の回復支援、こういったものを含めた権利擁護支援として進めていくことによって、最終的には地域共生社会の実現につながるものであることを示した。

そして、これまでに、意思決定支援全体のプロセスが整理されてきたことを前提に、最善の利益の取扱いについては、どうしても客観面の部分を重視するあまりに、本人の意思がそれらに引きずられてしまう可能性があり、意思決定支援の場面においては最善の利益が優先的に使われるべきではなく、最善の利益が意思と選好に基づく最善の解釈に変わるべきという考えを、国連・障害者委

員会の一般的意見1号を引用しながら説明した。

さらに、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を解説しながら、意思決定能力のアセスメントには支援者側の意思決定支援能力も含まれており、本人の意思決定や意思確認が困難な場合であっても、本人の意思と選好に基づく最善の解釈というものを、最善の利益の前に検討すべきとした。この最善の解釈は、これまで示された意思・選好から本人の意思を推定、解釈していくというプロセスであり、このプロセスを踏まえば、本人の意思と違う形で決定されるということは想定しにくいと説明した。さらに、最善の解釈も最善の利益でも、手続的な保障を設けていくべきで、ラストリゾートとしての代行決定は許容せざるを得ないが、代行決定の最たるものである成年後見との連結がどのように図られるのかという点はまだ十分な説明が必要であるとした。

最後に、厚生労働省の「新たな連携・協力体制を構築するモデル事業」を示しながら、今後、成年後見の開始以前、開始後、期間満了後のそれぞれの期間での支援が進められる中で、パーソナルサポーターとよべる本人に寄り添った中で意思決定支援を担うもの、そして、専門職等の関与も含めた監督、支援団体によるサポート、これはあえていえば地域版の権利擁護支援庁あるいは後見庁などともいえる仕組みをそれぞれの地域で構築していくことの重要性を示した。

(社会福祉士 小嶋 珠実)

◇後見業務における『意思決定支援』の法的性質・位置づけに関する考察～成年後見人（後見人・保佐人・補助人）の本人に対する説明義務の観点から～

田代政和（司法書士）

田代氏は、自身が専務理事を務める成年後見センターリーガルサポートが策定する「執務基準・執務基準ガイド」から引用しながら、後見業務と意思決定支援を概観し、意思決定支援に大いに関係する後見人の説明義務について論じた。まず、弁護士・司法書士や医師の説明義務について、判

例を用いながら、①少なくとも重要な方針を決定してこれを実行するに当たっては、特段の事情がない限り、**依頼者**がその方針について理解してその当否を判断することができるような説明が求められている、②**依頼者**にとって知識に乏しい専門的な領域に係る問題であることからすれば、その結果として生じる不利益やリスクについて**依頼者**が十分に理解できない場合もあり、とるべき方針の内容を説明したのみでは説明義務を尽くしたということとはできない、③**依頼者**が十分に理解することができるような丁寧な説明とともに、他に考えられる現実的な選択肢も併せて説明をすることが求められている、と解説した。

その上で、後見人も善管注意義務を負うことを前提に、その一環として説明義務を負うと結論づけ、後見人が求められる説明義務の内容について検討を進めた。本人の専門的な知識の不足にとどまらず、判断能力等の乏しさをも鑑みる必要があり、障害の程度に応じて求められる合理的な配慮としても、成年後見人にはより一層本人が理解できるだけの説明が求められると述べた。さらに、判断能力等が不十分であったとしても、利益、不利益をも踏まえ当否を判断することができるような説明と併せて、原則として本人の了承も得ながら業務を遂行していくことが求められていると述べた。この説明義務は、意思決定支援を踏まえた後見業務のガイドラインと重なってくるところが多い、もしくは包含されているともいえ、成年後見人が本人に対する説明義務を負い、説明責任を果たすために、意思決定支援を踏まえた後見事務というものが、本来は当然に、また法的にも求められていると結んだ。

(社会福祉士 小嶋 珠実)

◇意思決定支援と成年後見制度

西原留美子（社会福祉士）

西原氏は、個人的な経験と実践を踏まえた意見とした上で、まず以下の3点についてを報告した。

① これまでの後見活動における意思決定支援との関わりと課題整理

「個人受任」としての戸惑いがあった。

2019年日本社会福祉士会編『意思決定支援実践ハンドブック』（民事法研究会）にも関わった。2つのツールを活用したプロセスの可視化の試みや7原則を制定している。どのように活用していくかが課題である。

② 直近1年間で意思決定支援と深く関わりのあった出来事において後見人として何をされたのか検証（事例は加工している）

一つ目は、コロナワクチン接種をめぐって後見人が行った出来事である。最初から支援者側で望ましいと思う答えをもっていた。本人は同意をしているが家族の意向もあったため代行決定となる可能性もあった。資料を活用することで共通理解に役立った。

二つ目は、治療方針をめぐって後見人が行ったことの検証である。本人にわかりやすい資料を作成してメリットとデメリットを説明したり、身寄りがない対象者向けのガイドライン等を活用して説明を行った。後見人が一人でできることではなく、チームとして考えて、本人と一緒に話をしていくことが大切である。

意思決定支援の有無や自己決定や他者決定かを、白や黒かといった単純な二分法的に判断しないことである（間にグラデーションがあり、行き来している）。一つひとつの意思決定支援の内容（いつ誰が何をされたのか）を丁寧に検証し次に活かす、プロセスを繰り返していくことが重要である。正解のない問いに向き合う「力」が必要である。

③ 意思決定支援に関する社会福祉士としての基本的スタンスと今後の後見活動における意思決定支援に関する提案

意思決定支援は、社会福祉士の「倫理綱領」に基づく支援の基本である。その上に後見活動がある。「意思」は誰にでもあり、後見活動は、より丁寧な意思決定支援が必要になるという特性がある。

今後の提案として次の3点を提案する。①共通認識の構築、②支援者が一方的で本人が置き去りになってないか。わかりやすい説明が求められる。

③各ガイドラインは、入り口が分かりやすく使える資料にする。

（社会福祉士 佐々木 昭夫）

◇知的障害者の親からの「意思決定支援」再考 —子どもの権利条約」「ことばの発達」「支援・誘導」を手掛かりに—

細川瑞子（富山県手をつなぐ育成会理事・社会福祉士）

細川氏はまず、知的障害者の意思決定支援について、最重度の知的障害のある子どもがいる母親として、「どう支援すれば本人が意思決定できるのか」、「支援すれば何でも意思決定できるのか」、「本人の意思を誰がどう理解できるのか」、「本人の保護がなおざりにならないか」と提議した。

知的障害者に対する権利擁護の考えが、保護よりも「形式的平等」へ、意思決定支援による「自由」や「自律」へと大きくシフトした根底には、おそらくパターナリズムを嫌う風潮があり、一方で、積極的な保護を必要とする多くの知的障害者がいることを強調した。この点については、ノーベル経済学賞を受けたセイラーが述べた、選択肢をフレーミングすることで、よりよい意思決定を実現する「リバタリアン・パターナリズム」をあげ、意思決定支援は本人の利益になる「よい決定」への支援であることを基準とするべきと述べた。そこでは、本人の障害特性や実質的利益、必要な保護を踏まえることが重要であり、一方で、中立的な支援や選択肢の並列であれば、支援は本人のためにならず、意思決定支援とは「形だけのポーズ」や「単なる手続き」にすぎなくなる危惧を示した。そうならないためには、「意思決定支援」と「成年後見制度」の役割分担が必要であり、本人の将来に大きな影響を与えるような重要な場面での決定には、「誰でもなれる」といわれる「意思決定支援者」の支援による本人決定ではなく、「法的権限と責任が伴う」後見人がなすべきで、一方で、日々の生活面での支援は、身近な誰もが本人に寄り添い行い、このような丁寧な意思決定支援こそが、必要な保護を考える「社会的責

任」を果たし、「後見の社会化」にたどり着くと結んだ。氏の発言は、子どもの権利条約の成立過程にもふれ、哲学や経済学、心理学分野の様々な研究者の発言を引用しながら、幅広く意思決定支援について検討されている点が特徴的であった。

(社会福祉士 小嶋 珠実)

パネルディスカッション

基調報告に続き、パネルディスカッションがスタートした。千葉真理子弁護士、石渡和実東洋英和女学院大学名誉教授がコーディネーターである。

① 意思決定支援の守備範囲

田代氏は、「後見人として行う業務であればすべて意思決定支援が必要だ」と述べ、重要な財産処分などの局面によって「特に丁寧な支援」などの濃淡はあるものの、支援者らとチームで行うべきだとした。

細川氏は、「重要事項は成年後見で。日常生活は意思決定支援で」とし、各々の担当が分担、連携すべきだと述べた。その際後見人は福祉の担当者の思いを聞くべきだとした。

西原氏は、田代氏の意見に近いとしながら「意思決定支援がすべての活動のベースであり、その中に後見活動が含まれていると考えるべき」とし、そもそも、後見活動は意思決定支援を含むというような議論には違和感を覚えると述べた。

水島氏は、「MCAの考え方は、課題を解決するあり方としての意思決定支援ではないか」との視点を述べ、国内の意思決定支援を踏まえた後見事務や他のガイドラインでは後見人の関与が期待されながらも、誰のための守備範囲かは明確になっていないと指摘し「日頃から本人の意思、選好、価値観の情報をみんなで収集しつつ来る課題への対応に備えておくべきだ」とした。

② 後見事務ガイドラインと守備範囲

田代氏は、後見業務外は範囲外であり、西原氏は、後見事務ガイドラインの範囲は限定的であり、見直されるべきだと述べた。また、水島氏は、

「その本人にとって重要な行為、例えば初めての旅行だったりすれば、そこへの関与は守備範囲だ」と述べ、後見事務ガイドラインの書きぶりでも後見人が関与する余地は広く残してある、と述べた。

③ 意思決定支援と誘導

西原氏は、上山泰教授が唱える「よい誘導、悪い誘導」を引き合いに、本人を施設入所させた自身の体験から、情報を本人に提示して本人の理解を助けているようにみえながら、実は「私のフィルターを通っている」という。入所した後に本人の生活を観察することで、よい誘導だったかどうかを評価できるのではないかと述べた。

水島氏は、誘導が一切駄目ではなく、「本人のフィルター、本人の視点」を普段から支援者と共に見つけ出していく、広い意味での意思決定支援を繰り返していくことが必要だという。

細川氏は、「そもそも本人に重大なリスクが発生している問題の解決は、誘導ではなくて、保護する方向しかない」と述べ、事例を紹介した。その事例は、本人が知らないうちに結婚させられていたケースで、夫である後見人を弁護士に交代させ、婚姻無効で勝訴、その後、社会福祉士へ後見人を交代し、丁寧な本人の意思決定支援で、家族も地域とよりを戻し、よい最期を迎えた、というもの。誘導の点は、結果で判断できたと述べた。

田代氏は、「個人的な価値観」の誘導を認めながらも、「日頃から誘導の自覚をきちんとしておく」ことが重要だと述べた。

その後、本人の意思と利益相反について議論がされ、利益相反の「見極めのタイミング」「利益相反の判断主体は支援者側」「手術を拒否する本人への対応」「愚行行為に対する葛藤」などが議論された。細川氏からは「軽度知的障害者」への意思決定支援の難しさがあらためて指摘された。

会場からは金融機関の関係者から「スポット後見」が終了したお客さまへの銀行取引は難しくなる、との感想が述べられた。石渡氏は、成年後見制度はゆらぐ、ゆらぎながらもみんなで乗り越えていくことがとても大事だ、と締めくくった。

(司法書士 長谷川 秀夫)

第19回総会報告

2022年5月28日(土)13時より、TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター・ホール7Bを会場として、会場参加者41名、オンライン参加者237名により、日本成年後見法学会第19回総会が開催された。以下、概要を報告する。

本学会規約12条により新井理事長が議長を務めた。

◇議案第1号 2021年度事業報告の件

池田副理事長が議案資料に基づき2021年度に実施された事業について説明を行った。

前年度に引き続き、各種会議はオンラインで実施され、学術大会、総会、シンポジウムについては会員参加者を限定しオンライン配信を併用したハイブリッド形式で実施されたことが報告された。

各委員会の活動が報告され、地域連携ネットワーク研究委員会は、6月以降月に1～2回のペースで精力的な検討を行い、2022年1月のシンポジウムで地域連携ネットワークのあり方の総まとめとともに、次期基本計画の問題点の指摘等がなされたことを踏まえ、第二期基本計画へのパブリックコメントを作成、提出したことが報告された。

◇議案第2号 2021年度決算報告の件

常任理事の伊藤財務委員長より、議案資料に基づき2021年度の決算報告を行った。

事業活動支出について、学会誌の発刊が1期ずれたことにより、費用の支出がなかったこと、委員会・調査研究費については開催に伴う交通費や会場使用料がコロナの関係でかからなかったこと、国際交流活動費についても予定していた会議等が開かれなかったところで予算が執行されていないことなどが削減されたことが報告された。これらの結果、当期活動収支差額について600万円のプラスが出ているとの説明がなされた。

続いて、坂井監査役から報告があり、特段の意見はなく、2021年度決算が承認された。

◇議案第3号 2022年度事業計画決定の件

池田副理事長が、議事資料に基づき2022年度事業計画案の説明を行った。

これまでの調査、研究事業をオンライン会議を用いてさらに進めていくこと、地域連携ネットワーク研究会は任意後見研究委員会として再編されることの報告があり、2022年度事業計画案は承認された。

◇議案第4号 2022年度予算決定の件

常任理事の伊藤財務委員長より、学会誌2回分、国際交流活動について年度後半に国際シンポジウム開催が予定されていること等を踏まえて予算が計上されているとの説明があり、2022年度予算案が承認された。

◇議案第5号 委員会の設置及び廃止の件

高橋常任理事より、特別委員会として任意後見研究委員会を設置したいこと、目的は第二期基本計画で優先して取り組む事項として任意後見制度の利用促進が掲げられたことから、当学会として任意後見制度利用の現状の把握、そして利用促進のための課題を整理検討したうえで運用改善、制度改正を含めた提言を行うことであること説明があった。

併せて、地域連携ネットワーク研究委員会については、昨年度の第18回学術大会および令和4年1月のシンポジウムで発表を行い、その成果の一部は第二期基本計画案へのパブリックコメントとして結実したことから、目的を達成したとして廃止することが提案され、第5号議案は承認された。

最後に、議長である新井理事長から常任理事会に将来構想検討チームを設置することが決定していることの報告がなされた。令和9年度に予定されている民法改正へ向けて本学会の体制をどのようにするか、広く会員から意見を募りたいと説明がなされた。

(星野美子)

判例研究

判例研究委員会

■職権で成年後見人を追加選任し職務の分掌を定めた審判に対する即時抗告は不適法だとした原審の決定を相当とした事例（東京高裁令和元年12月25日決定・判例時報2454号31頁）

〔事実の概要〕

Xは父親Aにつき東京家裁に後見開始の審判申立てをし、平成30年3月に成年後見人に選任されたが、翌令和元年8月に東京家裁は職権で弁護士Bを後見監督人に選任した。さらに、同年10月Bの申立てでBの辞任を許可した上で、職権でAの成年後見人としてBを追加選任し、Bの事務を財産管理および身上監護、Xの事務を身上監護とした。そこで、Xが、成年後見人の追加選任とXの職務を身上監護に制限したのは、財産管理の側面ではXの解任に等しいとして即時抗告した。原審の東京家裁は、成年後見人の選任の審判、および、数人の成年後見人の事務分掌を定める審判に対する即時抗告はできないとした。この決定に対するXの不服申立てを棄却したのが、東京高裁の本決定である。

〔判決要旨〕

「当裁判所も、家庭裁判所による成年後見人の追加選任の審判及び数人の成年後見人の間における事務分掌を定めた審判に対して即時抗告をすることはできず（〔家事事件手続〕法85条1項、123条1項）、本件抗告は理由がないものと判断する」。さらに、「なお書」で、事務分掌の定めを維持する必要がなくなれば、家裁は職権でその定めを取り消しうるから、改めて職務権限の制約のない成年後見人の選任手続は必要ではないから、その職務権限を身上監護に制限したことは、財産管理に関するXの解任には当たらないとしている。

〔解説〕

家事事件の審判に対しては、家事事件手続法に具体的な規定がなければ即時抗告できない（家事事件手続法85条1項）。そのうえで、成年後見の開始の審判に対しては、それを自身で申し立てた申立人を除く民法7条所定の申立権者など（同法123条1項1号）の即時抗告が、成年後見人の解任の審判に対しては成年後見人の即時抗告が可能である（同項4号）。しかし、成年後見人の選任（人選）の審判に対しては即時抗告を認める規定はなく、それに関して成年後見開始の審判と独立して不服申立てはできないというのが、裁判例・通説の考え方である。もっとも、新たに成年後見人を追加選任して、すでに選任されていた成年後見人の職務の範囲を著しく制限する職務分掌を定めるのは、論理的にはすでに選任されていた成年後見人の職務の一部解任だと解する余地もある。しかし、後見開始が決定された以上は、成年後見人の選任に関しては、家庭裁判所の職権による後見的役割を重視して、迅速性と早期の法律関係の安定を優先するというのが、家事事件手続法ないしは裁判例・通説の考え方である。しかも、本件の成年後見人の追加選任と事務分掌の定めは実質的には後見監督の機能を有しているから、成年後見人の選任以上に家庭裁判所の後見的役割が期待されており、家庭裁判所の裁量も尊重されると考えるべきであろう。だから、後見開始それ自体は争わずに、成年後見人の選任に関してだけ独立して即時抗告はできないという裁判例・通説の考え方を前提とする限りでは、本決定の結論は妥当だと考えるべきであろう（藤原正則「判批」実践成年後見98号81頁以下を参照）。

（北海道大学名誉教授 藤原 正則）

◆第20回学術大会開催のお知らせ◆

2023年度の第20回学術大会・総会は、5月27日(土)に開催いたします。現時点では、新型コロナウイルス感染症対策として、2022年度の第19回学術大会・総会と同様に、参加者は会員に限定させていただき、会場・オンライン併用方式で、開催する予定です。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

日程：2023年5月27日(土)午後(予定)

参加方法：(予定)

- ① 会場への参加(人数制限有) 場所：TKP カンファレンスセンター
- ② オンライン視聴 ※2022年度同様 zoom ウェビナーを用いる予定です。

統一テーマ：成年後見法の改正に向けて

(新型コロナウイルス感染症対策のため、開催方法、講演内容や時間などは変更になる場合があります。詳しくは2023年3月刊のじゃがれた-39号でご案内いたします。あらかじめご了承ください)

※お申込方法等の内容の詳細については、別途会員の皆様にご連絡いたします。

◎成年後見法研究19号発刊のお知らせ◎

本学会の学会誌である「成年後見法研究」最新号である19号が、本年6月に発刊となりました。正会員・賛助会員の皆様にはすでにお届けしております。

会友の方、一般の方もご購入いただけますので、詳細は発行元の(株)民事法研究会にお問い合わせください。

日本成年後見法学会をご紹介します！

日本成年後見法学会では、成年後見制度発展のため、入会希望者を募集しております。お近くに成年後見制度に関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひ学会をご紹介します。

本学会には、正会員、賛助会員、会友の3種類の形で活動に参加していただくことができます。正会員は、成年後見制度に関する実践活動を行い、または法的問題について研究する個人となっており、成年後見制度を研究する学者や、成年後見実務を行う実務家等が該当します。賛助会員は、本学会の事業を賛助するため入会する個人または団体です。会友は、本学会の活動に参加することを希望し、もしくは情報を求める個人となっており、成年後見制度を利用する一般の方、およびその親族等が該当します。

ご入会につきましては、当学会ホームページ〈<https://jaga.gr.jp>〉の申し込みフォームをご利用ください。多くの方にご参加をいただき、よりよい成年後見制度へとつなげたいと思います。

【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

(株)民事法研究会内

E-mail j_jaga@nifty.com FAX 03-5798-7278

◆編集後記◆ 第19回学術大会におけるラッシュ氏の講演は、実際の事件やご自身の経験も紹介され、裁判官の本来あるべき姿を論ずる上で大変示唆に富む内容であった。同時に、日英の格差が浮き彫りになったのではないかと。

(富永忠祐)